

	<p>又は交流派遣職員の派遣先、企業の業務</p>	<p>交流派遣職員の派遣先企業の業務又は博覧会派遣職員の博覧会協会の特定業務</p>
<p>第九條第二項</p>	<p>又は()を</p>	<p>、又は博覧会特措法第二十五條第七項に規定する派遣職員(次條第一号ロにおいて「一般職博覧会派遣職員」という。)の博覧会協会の特定業務(博覧会特措法第二十四條第一項に規定する特定業務をいい、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七條第二項に規定する通勤(当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法第一條の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同條に規定する通勤に該当するものに限る。)を含む。次條第一号ロにおいて同じ)を</p>
<p>第十條第一号ロ</p>	<p>又は法科大学院派遣職員が業務又は教授等の業務</p>	<p>、法科大学院派遣職員又は一般職博覧会派遣職員が業務、教授等の業務又は一般職博覧会派遣職員の博覧会協会の特定業務</p>

附則

この省令は、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行の日(令和元年五月二十三日)から施行する。

附則 (令和三年七月二日防衛省令第五号)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。